

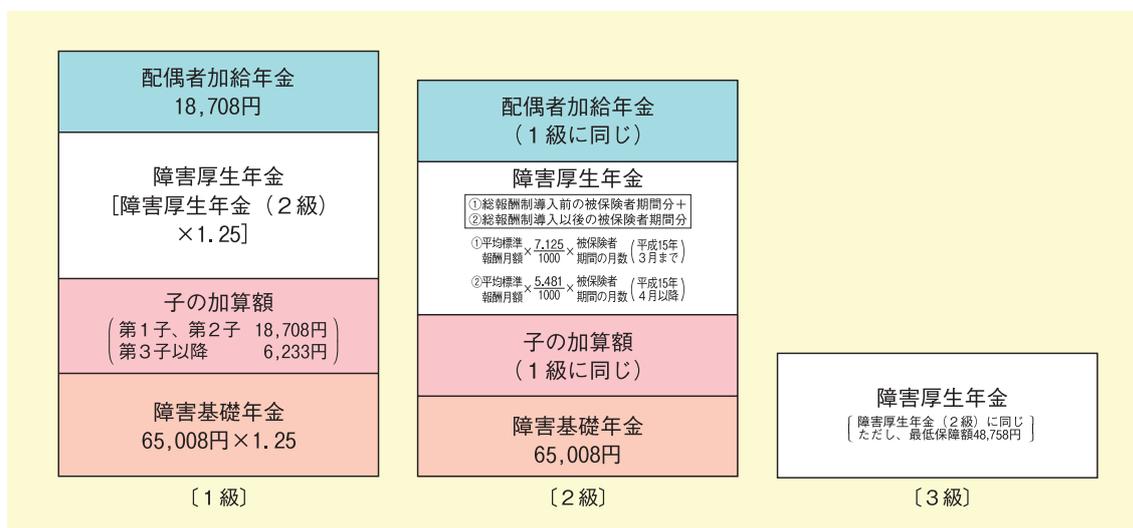
べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金の支給が行われている。

(2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない方々の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

■ 図表5-13 障害年金のあらまし（平成28年度）



資料：厚生労働省

■ 図表5-14 年金、手当及び給付金の額の推移

	平成11~14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害基礎年金 (1級)	83,775	83,025	82,758	82,758	82,508	82,508	82,508	82,508	82,508	82,175	81,925	81,925	80,500	81,258	81,260
障害基礎年金 (2級)	67,017	66,417	66,208	66,208	66,008	66,008	66,008	66,008	66,008	65,741	65,541	65,541	64,400	65,008	65,008
特別児童扶養手当 (1級)	51,550	51,100	50,900	50,900	50,750	50,750	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400	49,900	51,100	51,500
特別児童扶養手当 (2級)	34,330	34,030	33,900	33,900	33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570	33,230	34,030	34,300
特別障害者手当	26,860	26,620	26,520	26,520	26,440	26,440	26,440	26,440	26,440	26,340	26,260	26,260	26,000	26,620	26,830
障害児福祉手当	14,610	14,480	14,430	14,430	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,330	14,280	14,280	14,140	14,480	14,600
特別障害給付金 (1級)				50,000	50,000	49,850	50,000	50,700	50,000	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450
特別障害給付金 (2級)				40,000	40,000	39,880	40,000	40,560	40,000	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160

資料：厚生労働省

- (※) 平成28年4月以降（6月支払い分以降）の年金額は、据え置きとなる。
ただし、被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、障害基礎年金（1級）については月額で数円の増減が生じている。
- (※) 平成28年4月以降（8月支払い分以降）の手当額は、0.8%引き上がる。